

(p. 57-61)

労災の不安：「労災保険法」で労働者は守られるか

中村 彰雄

1. はじめに

私たち社会保険労務士という職業は、国家資格として認められた歴史が比較的新しいせいか、一般にはまだよく知られていないので、その紹介から始めたい。メディアに登場する社会保険労務士は年金の専門家として紹介される事が多い。しかしながら、開業している社会保険労務士の圧倒的多数は、労働基準法を主たる拠り所として事業所の採用から退職に至る人事労務に関する手続の代行・代理及び相談業務に従事している。

日本社会ではいわゆる「士業」の種類が多く、その区別は一般の人には甚だわかりにくい。ちなみに、その名称を紹介すると、主なものだけでも弁護士、司法書士、弁理士、税理士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、公認会計士、不動産鑑定士、建築士、弁理士といったものがある。一般社会では、登記を専門とする司法書士と行政官庁への届け出書類の作成を業とする行政書士の区別も定かではない。また、税理士と公認会計士の区別もままならないようである。世の中で士業に対する区別がつくのは弁護士と税理士くらいであろうと思われる。

さて、このような中で、私の経験の中から「仕事と事故」ということにつき、どれだけ多くの人たちやその家族が本人達も気づかない不安と危険にさらされているかについてスポットを当ててみたい。

2. 労働災害への報償

世に「仕事」あるいは「就労」といっても、様々な形があり、その法的保護も場合によっては大きな違いがある。「労働者」というためには、労

働基準法または労働契約法において「使用される」ことと「賃金を支払われる」ことが必要とされている。この定義が労働者災害補償保険法（以下、「労災保険法」という。）や雇用保険法等の労働関係を規律する法律ではほぼ統一されている。就労中の事故によって負傷、疾病、障害、死亡などの事由が発生した場合、使用者（事業主）はその労働者の単なる不注意による事故であっても、使用者であることのみをもってその「ケガ」等について責任を負わなくてはならない。これを無過失責任という。ただ、この場合、一般的にその補償は、労災保険法で補填されることになっている。そういった意味では、労災保険は社会保障制度を支える一分野となっている。

ところが、請負や業務委託といった契約によって個人が「就労」している場合は、就労中の事故といえども、原則として労災保険は適用されない。当事者が傷害保険や生命保険に加入していない限り何らの補償は受けられないのである。この場合、民法の原則に従い、使用者側に何らかの不法行為責任あった場合のみ損害賠償請求が出来ることになり、そして被災者は自己の費用をもってその事実を立証しなければならない。そのようなことは、零細な被災者にとって事実上不可能に近いこととなる。さらに、相手方に補償能力がないと何の実効性もないということとなる。このように、実態は労働者として使用されているにもかかわらず、法形式上、一人親方等の「請負契約」として扱われ、労災保険法上の補償は受けられず終わってしまう。すなわち、就労中の事故であっても、特別加入制度という限定された任意の制度に加入しない限り、労災保険の補償から除外されてしまうのである。

そして、現実社会では、使用・被使用の関係があり、事実上「労働者性」が認められるにもかかわらず、請負や業務委託という契約形態によって労働関係が結ばれるケースが見られる。被使用者は、このような契約関係の下で、形式上、労災保険法の保護から排除されている。このような形が生み出された理由は、労働契約とすると使用者からの契約の解除（すなわち解雇）が困難であるということや、労使双方が様々な社会保険料の負担か

ら逃れることにある。このような場合、その被使用者＝労働者は賃金を受けているにもかかわらず、形式上請負または委託報酬として対価を受け、個人事業者として納税の確定申告をしている場合が多い。また、使用者をアドバイスする立場にある税理士も労働関係法の知識が希薄なため、単なる請負代金、外注費または人件費として経理上処理するケースが多いようである。

私の扱った事案で次のようなケースがある。労働者が高所から落下して死亡したにもかかわらず、形式的には「請負業者」とされ、遺族は何等の労災保険での補償も受け得ない形で処理されようとしていたのである。詳細に調べてみると、毎日親方と共に現場に出勤しており、時間管理もなされ、賃金支払い明細書も残されていた。このケースの場合は、何層にも請負、下請負、孫請負と事業が形成されていた。ただ、幸運なことに、私が、元請けの担当者に直接、実態や請負と労働契約の関係を説明すると、快く理解してくれ、中間の下請け業者に的確な指示を出してくれたため、当事者の協力の下に被災者の労働者性が確認され、行政の協力もあり労災保険法上の遺族年金の給付が行われることとなった。

しかし、このようなケースはむしろ稀であり、専門家が介入しないところで、おざなりに処理され、労働者性が認定されず本人も家族も全く補償の対象外となってしまうことがある。法形式上「請負」とされてしまった場合、本人が様々な証拠をもって証明しない限り、労働契約であるとは認められず、労働基準法や労災保険法の保護を受けられないのである。

3. 現状と課題

ところが、問題はこれに止まらない。現実社会では、使用者が労働契約から生ずる様々な拘束を逃れるために、いわゆる「インディペンダント・コントラクター」（独立請負業者）や業務委託といった形が意図的に多用されているのである。これは実質的に労働契約と異ならない小規模の請負契約ですら民法原理に委ねてしまっているといった法制度の不備にも問題があるといえる。これを法律知識に詳しくない個人に実態に合わせて労働

関係を主張せよというのはあまりにも市場原理に委ねる発想であり、現実的ではないであろう。また近時、大手企業が、関連会社から労働力を補給する手段として、実態が労働契約であるにも拘わらず請負契約とする、いわゆる偽装請負が横行した。しかも、請負というにもかかわらず、請負代金を個人労働者の時間給に換算して支払うという無理強いがまかり通っている。一朝一夕には変わらない日本社会の構造的な前近代性にも大きな問題があるといえる。そして、これらのことが批判され、問題とされるに至って、「派遣法」が制定されたのであるが、周知の通りこの派遣制度自身大きな問題を孕んでいるのであった。ところが、製造業の派遣や登録型の派遣が規制を受けることとなると、いずれ違った形で偽装請負が息を吹き返し、法的な救済措置を整備しない限り、やがて労働災害が大きな社会問題となってくることが予想される。民法の改正が取り沙汰されているが、請負や委託の民事的契約関係にも使用・被使用の実態に適合した災害補償制度を整備する必要があるのではないだろうか。

このようにして就労している本人やその家族の気がつかないところで、コストの削減をねらった様々な法律テクニックが施され、法的保護の対象から切り落とされている現実がある。

さらにいえば、労災事故の減少を目的に一定の事故率の減少によって労災保険料を割引するという労災保険料の「メリット制」や無事故記録運動のために、下請業者に労災事故責任を押しつけるといった労災隠しが未だに横行しているのである。行政はそのような労災隠しは厳重に取り締まるというのであるが、下請け業者は取引が影響を受けることを恐れ、様々な手段を講じて労災処理から逃れようとするのである。それが生じて、滑稽とさえいえる事案の相談さえあるのである。ある労災事故の処理に困り、その補償を全額事業主が持つこととし、生活や住居の保障に数千万円つき込んだ事案がある。そのために事業すら困窮してしまい、賃金や社会保険料の支払いに困窮するといったケースがあった。これは「メリット制」が施行されているが故、事故の発生により保険料率が上がることを元請業者が嫌がることを先取りした結果であった。

現在、労災事故で死亡した場合、使用者には1億円前後の補償義務が課せられるケースが生じている。つまり、労災保険の補償額だけでは足りないのである。労災保険に連動した労災上乘せ保険というものが民間の損害保険会社から売り出されているが、これとて労災死亡の損害の大きさや責任関係が認識されていないため、十分な普及をみていない。今や、死亡事故一つで会社が潰れてしまう危険を使用者側は有しているのである。

このようにして、個人だけではなく中小零細企業の事業主にも様々な危険が付きまとっているのである。不安を感じる者はまだ良いのだが、その不安と危険性の認識すらないのが多くの人たちなのかも知れない。私たち専門家がそのような労働関係から生じるリスクとリスク回避のための知識を広く社会に広めることをもいわゆるミッションとしなければならないのではないかと思う。

現在の不安 それを超えて

くらし
いきる
いのち
いかす



くらし学際研究所

目次

はじめに	1
第1章 くらし	1
日本の不安: その根幹を断つ	菊本 義治 3
雇用と景気回復をめぐる	中谷 武 14
「経済の金融化」と現代の課題	合田 寛 24
コラム 新政権への不安	山家悠紀夫 30
第2章 いきる	33
セーフティーネットは大丈夫か ——公的年金と生活保護の現状と行方	前 哲夫 35
平成22年税制改正を採点する	川口 隆 44
労災の不安: 「労災保険法」で労働者は守られるか	中村 彰彦 57
コラム 歴史の中の個人、あるいは、歴史における個人の役割について	大塚 秀之 62
第3章 いのち	67
特別寄稿 JR西日本の安全再構築への願い——遺族の社会的責務とは	淺野浩二 69
東アジアにおける住宅復興の諸相	垂水 英司 80
「核の不安」を超える「人の知恵」	落合 淳宏 91
第4章 いかす	103
グローバル化の矯正力としてのローカリゼーション	原田本武敏 105
「活字メディア」の危機——「新聞」は再生できるか	溝口 勉 113
世界中から忘れ去られた最高神・蛇	加藤 淳夫 120
人口減少の不安と沖永良部島振興策	能布 和隆 133
あとがき	147
著者一覽	149